

令和2年4月27日

賛助会員各位

公益社団法人大月法人会
会長 細田 幸次



第9回定時総会について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は法人会事業運営に格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、当県も緊急事態宣言の対象地域となっている状況であります。第9回定時総会を来る令和2年5月26日(火)に開催することといたしました。定時総会は定款の定めにより、すべての正会員をもって構成し、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催することとなっておりますが、毎年慣例により賛助会員の皆様にも定時総会へのご出席、並びに特別講演会及び懇親会へのご参加をご案内させて頂き、大勢の賛助会員の皆様にもご出席を頂いているところです。

今般は当該事情を鑑み総会のみで開催とし、総会終了後の特別講演会及び懇親会を中止としたこともあり、感染リスクを高めるとされる人と人との接触、「密閉」「密集」「密接」を回避するため、参加人数の抑制をする必要があります。総会議決権を有しない賛助会員の皆様には出席をご遠慮頂くこととしましたので、何卒ご理解とご了承を賜りますようお願い申し上げます。

併せまして、5月1日発行の大月法人会だより「かつら川第175号」の発送は、新型コロナウイルスの影響により延期させていただきますのでご了承願います。

(5/1 ホームページに掲載しますのでご覧ください)